

県立高校・特別支援学校教育物品寄贈 募集要項

県立高校を対象とした教育研究助成事業は、そこに学ぶ生徒の教育環境の充実のために行うことを目的としています。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

青少年の健全な育成に資するため、教育・文化の発展・向上に寄与するという当会の目的を実現するため、県立高校・特別支援学校に対し生徒に直接役に立つ物品を寄贈し、子どもたちの教育環境を整備するとともに日々教育実践に取り組んでいる学校を支援します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの

(3) 募集対象

福島県内の県立高等学校、公立特別支援学校 今年度は32校程度を対象とする。

(4) 募集期間 2026年7月1日（水）～7月31日（金）

(5) スケジュール

2026年 6月下旬 助成の案内（募集要項）を学校に送付

7月 1日 申請受付開始（申請には見積書必要）

7月31日 申請締切

9月上旬 選考委員会

下旬 決定通知および寄付申込書の送付

決定通知受領後、学校から教育物品を発注。併せて、購入業者から納品書・請求書を受領し、物品支払口座報告書とともに弘済会福島支部へ送付する。

10月～ 弘済会福島支部から、直接購入業者へ代金を支払う。

10月～12月 決定通知書により、学校で贈呈式・事業説明会の実施

2027年 ～2月 成果報告書の提出

※ 申請書について問い合わせを行うことがあります。

※ 助成決定後に活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

別紙「日教弘福島支部 県立高校・特別支援学校教育物品寄贈 申請書」に、必要事項を記入し、弘済会福島支部事務局に提出して下さい。

なお、申請書及び成果報告書はホームページからダウンロードし、Excel で作成できるようにしましたのでご利用ください。（「弘済会福島支部」で検索）

② 締切 2026年7月31日（金）とします。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、助成内容、助成金額や贈呈式の様子を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

3 助成対象教育物品について

「在籍する生徒全体に直接的に役立つもの」であり「できるかぎり早急に生徒に還元できる」物品の購入とします。また、今年度内に支出できるものとします。1校あたり15万円（税込）を購入教育物品の上限とします。

※ 下記の使途については助成対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 一部の部活動のための物品の購入等
- (2) 印刷用紙、インク代などの日常的な消耗費代等
- (3) 教職員用の図書を購入する費用
- (4) 娯楽性の高いマンガ・雑誌等を購入する費用

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘福島支部教育振興事業選考委員会の選考後、福島支部幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ② 決定後、採否結果と助成金額を文書で各申請学校に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 : 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 : 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。
- ③ 事業の必要性 : 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 : 申請内容の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 贈呈式・事業説明会の実施について

助成対象校においては、弘済会の参事等が決定通知書を持参いたしますので、原則として職員室等での全教職員参加による贈呈式・事業説明会を開催されるようにお願いします。

6 成果報告書等の提出

- (1) 指定された様式にて成果報告書を、2027年2月末までに、弘済会福島支部事務局に提出して下さい。
- (2) 提出された成果報告書等は、当支部が公表できるものとします。

7 その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、学校長に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェックを記入します。
- (2) 申請書及び報告書はホームページからダウンロードし、Excelで作成できるようにしましたのでご利用ください。（「弘済会福島支部」で検索）
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (5) 万一、故意の虚偽記載、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (6) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (7) 学校のホームページや広報誌において活動の成果を発表する場合は、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部からの助成を受けて行った活動の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については「日教弘福島支部 県立高校・特別支援学校教育物品寄贈」の名称をラベル等で貼付してください。

8 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10-38

TEL : 024-522-6522

E-MAIL : fukushima@nikkyoko.or.jp